

○個人情報保護及び情報公開に係る手数料及び写し等の交付に要する費用の額を定める告示

平成24年4月1日
平成24年告示第2号

個人情報保護及び情報公開に係る手数料及び写し等の交付に要する費用の額を定める告示

1 個人情報規程による手数料

開示の求めに応じて開示した文書（電磁的記録を除く。）の写しの作成及びその送付に要する費用を手数料とする。

電磁的記録は、開示の実施に伴う費用を手数料とする。

2 個人情報規程及び情報公開規程による写し等の作成に要する費用の額

開示文書の写しの作成に要する費用として納入する額は、複写機による写しは1枚（日本工業規格A3版以内の大きさ）につき白黒10円、カラー40円とする。また、両面コピーをした場合は、2枚に換算して算定する。

なお、これを超える大きさのものについては、A3版による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

電磁的記録の開示を受けるものは、磁気テープ等（例えば、フロッピーディスク等）の実費とする。

図画、フィルム等で業者委託の方法により複製した場合は、当該委託に要する費用（実費）とする。

3 情報公開規程による写し等の送付に要する費用の額

写し等の交付の郵送に要する費用は開示申出者の負担とし、郵送料に相当する切手及び写しの交付に係る現金を受けた後に郵送するものとする。

※ 個人情報規程による開示は、本人確認を行いますので、写し等の交付の郵送はいたしておりません。